

**和東町総合保健福祉施設整備基本構想策定業務
公募型プロポーザル募集要項**

平成30年 9月

和東町福祉課

1 趣旨

この要項は、和東町総合保健福祉施設整備基本構想策定業務（以下「業務」という。）を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手順及び方法について必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

和東町総合保健福祉施設整備基本構想策定業務

(2) 業務内容

別紙「和東町総合保健福祉施設整備基本構想策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 履行期間

契約日の翌日から平成31年3月29日

(4) 委託費

2,160,000円（消費税を含む）以内とする。

*この額は予算額であり、予定価格ではない。

3 担当課

〒619-1295 京都府相楽郡和東町大字釜塚小字生水14番地の2
和東町福祉課 TEL 0774-78-3006
FAX 0774-78-2799

4 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	平成30年 9月27日（木）
参加表明書提出期限	平成30年10月 5日（金）午後5時
質問書受付期限	平成30年10月12日（金）午後1時
質問書回答期限	平成30年10月16日（火）
提案書提出期限	平成30年10月22日（月）午後5時
プレゼンテーション実施	平成30年10月下旬
選定結果通知	平成30年10月末
契約の締結	平成30年11月初旬

*上記日程は予定であり、変更する場合がある。

5 応募手続き

(1) 募集の実施

和束町ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。

募集期間は 平成30年9月27日（木）から平成30年10月5日（金）午後5時までとする。

(2) 参加表明

プロポーザルに参加しようとする者は、プロポーザル参加表明書（様式1）に「平成30・31年度和束町物品製造等競争入札参加資格審査申請受領証」の写しを添付し、平成30年10月5日（金）午後5時までに担当課へ提出するものとする。

提出方法は持参とし、郵送で提出されたものは無効とする。

(3) 質問の受付と回答

質問書（様式7）により、平成30年10月12日（金）午後1時までにFAXのみで行うものとし、期限を過ぎた質問には回答しないものとする。質問がない場合は提出不要とする。

質問者は、FAX送信後、速やかに担当課へ連絡するものとし、機器に起因するトラブルについては、町は一切の責任を負わないものとする。

なお、電話、口頭による質問は一切受け付けない。

質問に対する回答は、平成30年10月16日（火）から和束町ホームページにて公表する。

(4) 応募書類の受付

プロポーザルに参加する者は、次のとおり応募書類を提出するものとする。

①受付期間

平成30年10月5日（金）～平成30年10月22日（月）

②受付時間

開庁日の午前9時～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く）

③提出先

和束町福祉課

④提出方法

和束町ホームページから提出書類様式を入手し、必要図書を整え、担当課に直接持参すること。なお、郵送で提出されたものは無効とする。

⑤提出書類

(5) のとおりとする。

⑥提出部数

正1部、副5部

(5) 提出書類

- ① 提案書提出書 [様式2]
 - * ②から⑧の書類を添付のこと。
- ② 会社概要 [様式3]
 - * 様式脚注に留意のこと。
- ③ 会社概要等のパンフレット [任意様式]
 - * 最新のものとする。
- ④ 地方公共団体における業務実績 [様式4]
 - * 様式脚注に留意のこと。
- ⑤ 業務実施体制表 [様式5]
 - * 様式脚注に留意のこと。
- ⑥ 配置予定技術者の経歴等 [様式6]
 - * 様式脚注に留意のこと。
- ⑦ 提案書 [任意様式]
 - * 別紙の「仕様書」に基づき、その内容や手法等について記載すること。
 - * 用紙のサイズはA4版とし、左とじとする。
 - * 業務工程表(任意様式)は実施スケジュールと役割分担が具体的に分かるように提案すること。
 - * ページ数は20ページ以内(表紙・目次含む)とする。
- ⑧ 見積書 [任意様式]
 - * 金額については、消費税(外税方式)を含んだ額とし、具体的な積算内訳を記載すること。

(6) プレゼンテーションの実施

- ①実施日時等
 - 平成30年10月下旬に実施予定。日時及び場所については、参加表明書の提出により参加者が確定後、別途通知する。
- ②出席者
 - 管理技術者及び担当技術者を合わせて3名以内とする。
- ③内容
 - 提案書の内容に関する説明及び質疑応答とする。詳細は参加表明書の提出により参加者が確定後、別途通知する。

6 応募者の参加資格要件

プロポーザルに参加しようとする者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 和束町物品製造等競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- ④ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団またはその構成員の統制下にある者でないこと。
- ⑥ 和束町において指名停止等の措置を受けていない者であること。

7 資格喪失

以下の場合、参加資格を失うものとする。

- ① 企画提案書を提出期限までに提出しなかった者
- ② 町が提示した委託費を超える見積もりを提出した者
- ③ 参加資格の要件に適合しなくなった者
- ④ 提出書類に虚偽の記載や押印を欠くなど参加条件に違反する行為があった者

8 審査及び結果通知

(1) 審査方法

庁内職員で構成される選定委員会が、企画提案の評価を選定基準に基づき行い、全員の評価点の合計が最も高い者を第一優先交渉権者として選定する。

(2) 結果通知等

審査結果は平成 30 年 10 月末までに書面にて全参加者に通知する。

なお、審査内容及び選定結果に対する問い合わせ及び異議については、一切応じないものとする。

9 契約の締結

町は、第一優先交渉権者に選定した者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは速やかに契約を行う。

ただし、協議が整わない場合、町は審査の得点上位の者（評価合計点の70%以上の者に限る）から順に同様の協議を行うものとする。

10 その他留意事項

- ① プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- ② 提出された提案書は返却しない。
- ③ 提案にあたって、著作権等第三者の権利にかかわるものの使用については参加者の責任において処理すること。
- ④ 選定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、和東町に無償・無条件で帰属するものとする。
- ⑤ 提案書に記載された内容は、原則として、提出後の内容変更を認めない。